

第十八回 宗教法学会・報告

## 宗教法人法における善意者保護

—代表権の制限と取引の安全—

はじめに

石川 美明

(麗沢大学)

　　今、ご紹介を頂きました石川でございます。私は民法を専門といたしておりますが、現在、私法における表見責任というテーマについて研究いたしておりますので、本日は、いわゆる善意者保護という観点から宗教法人法上の問題を扱ってみたいと思います。ただ、宗教法プロパーの問題についてはこれまでほとんど扱ったことがございませんので、後刻、諸先生方の御批判・御教示を賜ることができれば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 一 問題の所在

　　それでは早速、本題に入らせていただきます。まず、善意者保護制度の意義と必要性ということからご説明させていただきます。ある取引に際して、その取引の法的効果が生ずるために、本来必要とされる要件のうちのあるものが欠けていたにもかかわらず、それが実在するかのような外観が存在している場合があります。

す。この場合に、一切の法的効果を拒否するならば、財貨の流通を阻害する結果を招くこととなります。そこで、当事者の一方が外観を信頼して取引をしたというときに、その者に対して相手方もしくは第三者が当該要件欠缺を主張することを禁じ、あたかも当該要件が満たされていたと同様の法的効果を認めることが要請されます。この要請に応えようとするのが、善意者保護制度といわれているものであります。今日の一般的理解に従いますと、表見代理に関する民法一〇九条等、動産の善意取得についての民法一九二条、債権の準占有者への弁済を有効とする民法四七八条、名板貸人の責任に関する商法二三条、表見代表取締役についての商法二六二条などが、これに属するものと解されております。しかし、起草者にあつては、これらの規定の特別の性格を、今日のように一定の統一的な視点でもって積極的に意味づけていたわけではありません。法典調査会議事速記録等を繙いてみますと、起草者はこれら諸規定をばらばらにのみとらえていたことがうかがえます。これらの規定を、一定の統一的な視野の下に把握したわが国における最初の研究は、大正四年に発表された鳩山秀夫博士の「法律生活の静的安全及び動的安全の調節を論ず」であります。その後のわが国での善意者保護制度に関する研究は、ドイツや英米でのレヒツシャイン法理 (Rechtsscheintheorie)、エストツペル法理 (Doctrine of Estoppel) についての盛んな議論と対比して、必ずしも十分とはいえないものでしたが、近年、わが国においても善意者保護制度についての総合的研究が深化しつつあります。

宗教法人法上、この善意者保護が問題となる場合としては、次のようなものが考えられます。第一に、宗教法人法——以下、「法」と略称します——二四条の場合であります。法二四条本文は、宗教法人の境内建物もしくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物について、法二三条の手続に違反してなした行為は無効であるといったしましたので、法二四条但書では、取引の相手方又は第三者の利益を保護し、取引の安全をはかるため、

「善意の相手方又は第三者」に対してはその無効を對抗できないと規定いたしております。ここでは、この「善意」は過失の有無を問わないのか、すなわち、善意者保護の主観的要件が、後に述べますように主に問題とされており、第二に、法一〇条は、「宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」と定めておりますが、宗教法人の代表役員が法人の目的外の行為をした場合、取引の相手方の保護のために表見代理の成立を認めることができるか、という問題であります。第三に、民法五四条は、民法上の公益法人につき、理事の代表権に加えた制限を善意の第三者に対抗しえないとしておりますが、これを宗教法人の代表役員につき適用することを認めるべきか、という問題であります。これらのうち、これまで裁判上数多く争われ、宗教法人法の実務において問題となることが多いのは、第一の問題のようです。そこで、本日は、時間の関係もありますので、この第一の問題を中心に考察してみることになります。

先に申しましたとおり、善意者保護の必要性に基づき、現行法上数多くの善意者保護制度が存在しております。それらのうち、特に、条文上善意のみが要件とされている制度では、判例・学説上、善意者保護の要件として無重過失が要求される傾向にあります。法二四条但書も、条文上は善意のみしか要求されていませんが、解釈により無重過失を要すると解するのが、判例——例えば、最高裁の昭和四八年一月二二日判決(民集二七卷一〇号一四一二頁)のほか、数多くの裁判例があります——であり、また、学説上も通説的見解となっております。ここで問題なのは、このような解釈に対しては、法二四条但書の文理や立法の経緯に反するのではないかといった批判が予想されるにもかかわらず、判例・通説は、何故無重過失必要説を採り、他の民商法上の善意者保護制度における解釈と軌を一にしているのか、ということであり、また、判例・通説は、いかなる理由により法文にない新たな無重過失という要件を附加しているのか、また、それは、取引の安全確保の要請と宗教法人

の財産の保全の要請との調和という観点から合理的なものであるのか、ということであります。

そこで以下では、まず、法二四条の沿革と趣旨について検討し、次いで、これらの点について考察してまいりたいと思います。

## 二 宗教法人法二四条の沿革と趣旨

法二四条の沿革に入ります前に、まず、法二四条及びその前提となる法二三条の内容についてみておきたいと思えます。法二三条は、宗教法人が財産の処分など同条各号に掲げる行為をしようとするときは、規則の定めなしし責任役員の数数の過半数による決定によるほか、その行為の少なくとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない旨規定しております。これは、すでに最高裁判決（昭和四三年一月一九日判決（判時五四四号四一頁））で説明されており、宗教法人の財産の保全を図り、その財産が当該法人の役員等によって不当に処分されることを防止する趣旨で設けられたものであります。そしてさらに、法二四条本文は、宗教法人の「境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物」について、法二三条の手續に違反してなした行為は「無効」とであると定め、財産の保全の徹底を期しております。ただ、法二四条本文が、法二三条に違反する行為のうち無効となる場合を限定している趣旨から考えて、境外建物または境外地について法二三条に違反して財産処分等がなされた場合には、違反行為をした代表役員は過料の制裁（法八八条三号参照）とか法人に対する内部的な責任は免れないにしても、当該処分行為自体は有効であると解されます。同旨の判例としては、広島高裁の昭和四〇年五月一九日判決（判時四二二号五〇頁）

があります。そして仮に、財産処分行為等が無効となる場合でも、法二四條但書は、「善意の相手方又は第三者」に対しては、その無効をもって對抗することができないとし、取引の安全を考慮しております。

次に、法二四條の沿革について簡単にみてまいりたいと思います。明治初年以來わが国には宗教団体に関する統一的法規がありませんでしたが、昭和一四年に明治初年以來の雑多な法令を整理統一し、宗教団体法(昭和一四年四月七日法律第七七号)が制定されました。しかし、この宗教団体法は信教の自由に対するいろいろな制約を含む統制的な立法でしたので、戦後、連合国最高司令部の覚書(昭和二〇年一〇月四日付「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」)により宗教団体の廃止が指令され、いわゆるポツダム勅令をもって應急的な立法である宗教法人令(昭和二〇年二月二八日勅令第七一九号)が公布されました。宗教法人令では、宗教法人の設立につき、準則主義を採用しきわめて自由なものとし、所轄庁の宗教法人に対する監督規定などもほとんど設けておりませんでした。そのため、教義や組織が不明確でいかがわしいものが設立される弊害を生じ、設立自由の濫用の状況が生じてまいりました。そこで、準則主義の弊害の除去と立法によるべき法人がいわゆるポツダム勅令で代用されているという変態を改めるために、現行法の宗教法人法(昭和二六年四月三日法律第一二六号)が制定されることになりました。

現行の法二四條の規定を沿革的にみますと、これは宗教法人令一一條、宗教団体法一〇條に由来するものと思われまゝです。宗教法人令一一條一項では、宗教法人の財産処分等について必要とされる手続として、「総代ノ同意」と「所屬教派、宗派又ハ教団ノ主管者ノ承認」をあげており、同令同條二項では、この手続に違反してなされた行為は「無効」であるとされておりまゝです。ただし、同令同條三項は、「相手方ガ善意無過失ナルトキハ其ノ行為ヲ為シタル神社、寺院又ハ教会ノ主管者ハ相手方ノ選取ニ從ヒ之ニ対シテ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ズ」と規定

しております。宗教団体法においても、寺院等の財産処分等について必要とされる手続（同法一〇条一項・二項）に違反してなされた行為は「無効」とされております（同法同条三項・四項）が、「相手方カ善意無過失ナルトキハ其ノ行為ヲ為シタル住職又ハ教会主管者ハ相手方ノ選択ニ従ヒ之ニ対シテ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ズ」（同法同条五項）と定めております。このように宗教法人令、宗教団体法のいずれの場合も善意無過失を要件にしており、この点が善意のみを要件にしている現行法と異なる点であります。さらにより大きな相違点は、宗教法人令、宗教団体法では、手続違反の行為をなした主管者等個人が、取引の相手方に対して民法一一七条の無権代理人の責任と同様の責任を負う、ということであり、つまり、善意者に対して責任を負うのは、現行の宗教法人法では宗教法人自身であるのに対し、宗教法人令、宗教団体法では宗教法人自身ではなく主管者等個人であり、従って、前者は民法一一〇条に相應するものであり、後者は民法一一七条に相應するものである、ということでもあります。従来、宗教法人法には、宗教法人令等と異なり条文上無過失がない、という相違点のみが指摘されることが多かったようですが、両者はそもそも規定の構造を異にしているという点に注意が払われなければならないと思います。従って、宗教法人令等にあつた無過失の要件が、宗教法人法では条文上はずされているということそれ自体は、法二四条但書の「相手方又は第三者」の主観的要件を考えるにあつては、それほど大きな意味をもたないと思われれます。

次に、法二四条の立法理由ですが、これにつきましては衆議院文部委員会において次のように説明されております。「この宝物と、境内建物、境内地たる不動産につきましては、規則で定めるところによらなかつたり、または公告をしなかつたりして、これを処分したは担保に供しますと、その行為は無効になることになつております。このことは、従来の方針を尊重し、宗教法人の重要な財産である宗教財産の流出を防ぐ趣旨であります

が、一方、取引安全の趣旨から、善意の相手方や第三者に対しては、その無効をもって対抗できないことといたしました」(第十回国会衆議院文部委員会議録第四号昭和二十六年二月二十八日二〇頁。なお、第十回国会参議院文部委員会議録第一六号昭和二十六年三月八日四頁も同旨)とされております。

### 三 善意者保護の要件に関する判例と学説

次に、善意者保護の要件に関する判例および学説についてみることにいたします。法二四条但書は、「善意の相手方又は第三者」に対しては無効を対抗できないと定めており、善意者保護の要件として、条文上は善意のみが要求されております。過失の有無・程度を考慮に入れて、「善意」を区別いたしますと、一応、善意無過失、善意軽過失、善意重過失の三段階が考えられます。これに対応して、学説上も善意者保護の要件につき二つの見解がありますが、この点について立法者ないし起草者はどう考えていたのか、まずみることにいたします。すでにみました立法理由のなかで、法二四条但書につきましては、「取引安全の趣旨から、善意の相手方や第三者に對しては、その無効をもって対抗できないことといたしました。」と説明されており、また、起草者の書かれた解説書にもこれとほぼ同様の説明がなされております。しかし、現行の法二四条但書では、何故条文上無過失の要件がはずされているのか、その合理的理由を見出すことができません。

次に、判例についてみていくことにいたします。最高裁の昭和四七年一月二十八日判決(民集二六卷九号一六八六頁)は、調停による不動産売却所有権移転登記を法二三条の手続を履まずに行なったという事案につき、次のように述べております。法二四条「本文に記載する物件が宗教法人の存続の基礎となるべき重要な財産であり、特

殊な利害關係人を多数擁する宗教法人の特性に鑑みるときは、右但書の規定は、善意であっても重大な過失のある相手方又は第三者までも保護する趣旨のものではない」と判示しております。この判決は、買主側弁護士が売主たる宗教法人代表役員の内部手続を経た旨の口頭報告を聞いただけで、その証明書や公告の写しなどの提出を求めるとか、法類総代や包括法人代表者に問い合わせる等の確認措置をとらなかつた点に重大な過失があるとしておりますが、この認定には相当の強引さが感じられ疑問がないわけではありません。いずれにしても、本判決は、法二四条但書の「善意」に関する最高裁としての初めての判断であります。軽過失があるにすぎない善意者の取扱いについては必ずしも明確ではありませんでした。しかし、翌年の最高裁判決（昭和四八年一月二二日判決（民集二七卷一〇号一四一頁））では、法二三条違反の境内地の賃貸借の事案においてこの点が明確にされております。すなわち、法二四条「但書の規定は、宗教法人の重要な財産の保全と取引の安全の保護との調和を図る趣旨で設けられたものであることに鑑みれば、同条本文の規定による法律行為の無効は、善意であつても重大な過失のある相手方または第三者には対抗することができ、善意の相手方または第三者に過失のない場合はもちろん、たとえ過失があつても、重大な過失のない場合は、これに対し対抗することができない」と判示しております。これにより、判例は、善意者は重大な過失がなければ、たとえ軽過失があつても保護されるとする、いわゆる無重過失必要説の立場を採つてゐることが明らかになりました。これまでの裁判例では、重過失が認定される場合が多いのですが――例えば、比較的新しいものとしては、東京地裁の昭和五八年六月二十七日判決（判時一一三号一〇八頁）、京都地裁の昭和六〇年四月二六日判決（判時一一六八号一一七頁）などがあります――、本判決は軽過失を認定いたしております。

最後に、学説ですが、これは先に申しましたとおり、以下の三説に分かれております。

第一は、相手方は善意であれば足り、過失の有無を問わないとするもの(無過失不要説)であります。その理由は示されておりませんが(長谷山・宗教法概論二九一頁)、おそらく文理を一根拠とするものと思われれます。

第二は、相手方は善意・無重過失であればよく、重大な過失がなければ保護されるとするもの(無重過失必要説)であります。これは通説的見解であり、ほとんどの学説がこの立場を採っております。その根拠として、次のようなものがあげられております。第一説は、法二四条が、宗教法人の財産保護の規定であるところから考えると、やはり相手方の過失の有無も問題にすべきであり、特に、相手方に重大な過失があつた場合には、これを悪意と同様に扱って保護すべきでない、としております(家崎・宗教判例百選一一七頁)。また第二説は、手続違背について知らなくても重過失がある場合は、手続違背のあることを知っていた者と同様、その取引を保護する必要がないのであって、善意者には含まれない、としております(渡辺・宗教法人法例解一九五頁)。さらに第三説は、宗教法人の内部的制約は、基本的には、その内部規則にあるわけであるから、宗教法人の規則がどのようなものであるかを調査する義務を一般人に負わせることには疑問もあり、重過失がないことを要件として相手方または第三者が保護されるという程度が妥当であろう、としております(柳川・曹時二五巻四号一七三頁)。また第四説は、法二四条を文字どおりに解し、重大な過失があつても知らぬ限り保護することは、余りに宗教法人の重要な財産保全を無視することになる。そうかといつて善意無過失の者だけを保護すると、ちよつとした過失のある者も保護されずに取引の安全が犠牲にされ、一般人は宗教法人との取引には消極的にならざるを得ないし、経済上必要に迫られる宗教法人の重要な財産処分を不可能とするのみならず、境内地模様替のいちじるしさや緊急性、用途変更の一時性など判断の微妙なものがあるから、過失があつても軽いものは善意と同視し、重いものは悪意と同視するのが妥当である、としております(谷口・宗教法入門一四三—一四四頁)。この第四説は、

無重過失必要説を二方面から理由つけております。すなわち、善意ではあるが重過失ある者は、なぜこれを保護しないのか、また、軽過失あるにとどまる者は、なぜこれを保護するのか、について説明がなされている点が注目されます。

第三は、相手方は善意・無過失でなければならず、軽過失があつても保護されないとするもの（無過失必要説）であります。この立場からは、先の昭和四七年一月二八日の最高裁判決に対する判例批評において、次のような理由が示されております。先の昭和四七年の最高裁判決における、重過失の認定の合理的根拠としては、宗教法人の代表役員らは手続の有無につき嘘をつくのが通常だから乗せられた者に重過失ありという趣旨ではなからうし、また、法律専門家は非常に程度の高い注意義務を要求されるという趣旨でもなく、結局、本判決がはじめに説示するような趣旨を貫くためには法二四条本文の取引に関して当事者に要求される注意義務が一般の場合とは格段に異なる高度のものであるという基本的考え方に求めるほかはない。もしそうだとすれば、解釈論にしろ立法論にしろ、同条但書の保護をうける者を「善意無過失」の者に限るとするほうが一そう目的合理的といえるのではないかと説明されております（福地・民商六八巻六号九二六―九二七頁。なお、長谷川Ⅱ竹内・自由と正義三五巻七号四〇頁参照）。

#### 四 判例・通説の根拠の検討

以上みてまいりましたように、法二四条但書の「善意」には無重過失を要すると解するのが、判例および通説であります。他の——特に、条文中善意のみが要求されている——善意者保護制度においても、判例・学説上無

重過失が要求される傾向にあり、宗教法人法上のこの解釈は、この傾向と軌を一にするものであります。善意者保護の要件として、無重過失を要すると解する理由は、次の二つに大別することができます。一つは、なんら実質的理由を示すことなく、「重大な過失は悪意と同様に扱うべきである」という形式的理由によるものであります。例えば、最高裁の昭和四八年七月一九日判決(民集二七卷七号八二三頁)は次のように述べております。「民法四六六条二項は、……その文言上は第三者の過失の有無を問わないかのようなものであるが、重大な過失は悪意と同様に扱うべきものであるから、譲渡禁止の特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であつても、これにつき譲受人に重大な過失があるときは、悪意の譲受人と同様、譲渡によつてその債権を取得しえない」(傍点―引用者)と判示しております。商法二三条に関する最高裁の昭和四一年一月二七日判決(民集二〇卷一号一一一頁)も、本判決と全く同様の理由づけをしております。もう一つは、なんらかの実質的理由を示して、無重過失を要求するものであります。法二四条但書に関する先の昭和四七年の最高裁判決はこの類型に属し、また学説では、近時、民法五四条・四六六条二項但書・商法二六二条の「善意」には無重過失を要すると解する見解が多くなつてきておりますが、これら学説のなかにはそれぞれ実質的理由を示した上で、無重過失必要説を採用するのが目立ってきております。

この二者の理由づけのうち前者、つまり、実質的理由をなんら示すことなく無重過失を要求する解釈態度は問題であろうと思われれます。無重過失を要求する場合には、重過失は実質的には悪意とほとんど同じであるという意識が作用するためか、無過失を要求する場合と異なり、なんら実質的理由を示すことなく、安易に無重過失を要求するきらいがあるようです。しかし、重過失は過失の一種であつて、悪意とは概念上別個のものであり、無重過失必要説では善意のほかに条文にはない無重過失という別の要件を新たに附加することになるのであります

から、安易に重大な過失は悪意と同様に取り扱うべしとすべきではなく、何故善意ではあるが重過失ある者は悪意者と同様に取り扱ってこれを保護しないのが妥当であるのかについて、実体面での利益衡量をふまえた説明が必要であろうと思われまゝ。無重過失要求の背後には、あるいは、裁判実務において悪意の立証が困難なとき、それを救う働きをさせるということがあるのかもしれませんが、しかし、これはいわば便宜論であつて、なぜ無重過失を必要とするのかについての実体法レベルでの説明がまずなされるべきであると思われまゝ。法二四條但書について無重過失必要説を採る判例と通説は、なんらかの實質的理由を示しており——もちろん通説の一部には實質的理由を示すことなく無重過失必要説を採る学説もありますが——、従つてこの限りでは妥当であると思われまゝ。

法二四條但書に関する昭和四七年の最高裁判決は、その實質的理由として、法二四條本文に記載する物件が宗教法人の存続の基礎となるべき重要な財産であり、宗教法人は特殊な利害關係人を多数擁する特性を持っていること、をあげております。この理由により、無過失不要説が採りえないことは理解できますが、それでは、なぜ無重過失の要求にとどまり、無軽過失までを要求しないのか、という点が説明されておられません。判例・通説の立場では、なぜ善意ではあるが重過失ある者は悪意者と同様これを保護しないのが妥当であるのか、また、なぜ軽過失あるにとどまる者はこれを保護するのが妥当であるのか、について、実体面における利益衡量をふまえた説明が必要であると思ひます。また、先の昭和四八年の最高裁判決は、その理由として、法二四條但書の規定は、宗教法人の重要な財産の保全と取引の安全の保護との調和を図る趣旨で設けられたものであるということを受けております。しかし、これは、無軽過失までを要求する無過失必要説の立場でも同様のことを述べており、このことから直ちに無重過失必要説を根拠づけるのは無理であらうと思われまゝ。

また、無重過失必要説を採る学説も、右のような二方面からの理由づけがなされておらず、自説を十分根拠づけているとはいえないが、と思われまゝ。ある善意者保護の規定について無重過失——あるいは無軽過失——が必要であるとの結論をえた場合には、次の段階の問題として、具体的ケースにおける相手方が無重過失——あるいは無軽過失——であったか否かが問題となるわけですが、法二四条但書に関する通説的見解は、これらで、判例の事例をとりあげ後者の問題を検討し、最後に重過失の認定基準は将来の判例の積み重ねに期待されるとするのみで、前者の問題についてはあまり立ち入った議論がなされてこなかったようでありまゝ。このような学説状況の下にあつて、先ほど学説の紹介のなかでご説明いたしました第四説は、無重過失必要説を実質的理由を示して、二方面から根拠づけており、この点で注目し値すると思ひます。この第四説では、なぜ善意ではあるが重過失ある者はこれを保護しないのかの点については、先の昭和四七年の最高裁判決とほぼ同様の理由を示しております。また、なぜ軽過失あるにとどまる者はこれを保護するのかの点については、先の昭和四七年と昭和四八年の最高裁判決では十分な説明がなされておられません。この第四説では、善意無過失の者だけを保護すると、ちよつとした過失のある者も保護されずに取引の安全が犠牲にされ、一般人は宗教法人との取引には消極的にならざるを得ない、と説明されております。このほかに、先の学説の第三説では、後者の点について、宗教法人の規則がどのようなものであるかを調査する義務を一般人に負わせることには疑問があるため、との理由を示しております。

そこで、ここで説明されているように、宗教法人と取引をする者は、たとえ軽過失があつても、これを保護しなければならぬという必要性が果たしてあるのか、といった点を中心に、次に検討してまいりたいと思ひます。

## 五 善意者保護の主観的要件についての検討

法二四条但書では条文中「善意」のみが要求されておりませんが、このように条文の文理が無過失や無重過失を要求していなくても、無過失必要あるいは無重過失必要と解される場合があります。例えば、民法四六六条二項但書と四七八条ではともに条文中は善意とのみ規定されておりませんが、前者は判例（最高裁昭和四八年七月一九日判決（民集二七卷七号八二三頁）・有力説により無重過失を要すると解され、後者は判例（最高裁昭和三七年八月二一日判決（民集一六卷九号一八〇九頁）・通説により無過失を要すると解されており、善意者保護の規定における、その主観的要件についてまいりますと、法二四条但書と同様に善意のみを掲げるものもあれば、善意・無過失を掲げるもの（民法一一二条・一九二条参照）もあり、条文中は、一応、主観的要件が書き分けられております。しかし、立法者が、それぞれの場合につきどのような主観的要件を必要とすべきかを徹底的に検討したうえで、このように書き分けたものか否か疑わしく——法二四条但書についても、先にみてまいりましたとおり同様のことが言えると思いますが——、従って、規定の文言に忠実であることが必ずしも妥当な解釈とはいえないと思います。このように、善意者保護の要件につき、条文の文理は必ずしも決め手とはなりがたく——法二四条但書に関し、下級審の判例（東京地裁昭和四三年九月一八日判決（判時五五二号六〇頁））には、法二四条但書は「無過失の要件を明文から外してあるが、……明文から外したことによりこれを解釈に委ねたものとするのが相当」である、と判示するものがあります——、結局、この問題の要点は、善意者と善意者保護によって不利益を被る者——以下、「本人」と呼ぶことにします——との利益の衡量であると思われる。そ

して、ある善意者の保護を認めるべきか否かは、善意者側と本人側の双方の事情およびその他の事情の比較衡量によって決定されると思われますので、善意者に無過失を要求すべきか否かは、結局は本人側の事情とその他の事情に依るといってよいと思います。そこで、この事情とは何か、ということではありますが、他の善意者保護制度においてすでに指摘されているとおり、次のようなものを挙げることでできると思います。善意者保護によって本人が失う財産はいかなるものであるか。本人の外観作出への関与度。信頼の基礎となる外観の態様。取引の迅速性の要求その他善意者に調査を期待することが困難な事情があるかどうか。類似の事態の法的処理との均衡。民事取引か商事取引か、つまり、一般的に取引の安全を静的安全に優先させるべき種類の取引に属するかどうか。条文の文理や立法者意思などであります。こういったものを、無過失の決定に際し考慮されるべき事情として考えることができると思います。そして、最終的には、これらのファクターにしかるべきウエイトをつけ総合判断すべきものと思われれます。

そこで、法二四条但書の場合について、これらの諸事情をみてまいりたいと思います。まず、法二四条但書のもとで、本人つまり宗教法人が善意者保護のために失う財産はいかなるものであるか、ということであり、これは、法文に即してみますと、「境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物」(法二四条本文参照)であります。そして、この境内建物・境内地についてはその範囲が法三条で定められております。すでに見てまいりましたとおり、法三三条は、宗教法人が財産処分等をしようとするときは、規則の定めないし責任役員の定数の過半数による決定によるほか、信者等に対する公告をしなければならぬと規定し、法人役員等の不正を防止し、宗教法人の財産の保全を図っております。にもかかわらず、法二四条本文では、さらに、境内建物・境内地等については、法二三条の手續に違反してなした行為は無効であるとし、これら財産の流出防止の

徹底を期しております。これは、宗教法人の財産のうち、法二四条本文で定める境内建物・境内地等が、宗教活動に不可欠な重要な財産であり、宗教法人の存続の基礎となるべき重要なものであるためと思われます。とすれば、宗教財産のなかでも特別の配慮を必要とする、これら境内建物・境内地等の重要な財産を、過失ある者の保護のために散逸させてしまつてよいか疑問であるといわざるをえません。確かに、外観作出への関与という観点からみますと、背信行為をするような人を役員に選んだという点で、本人に外観作出への関与が全くなかつたわけではありませんが、この程度の関与では——例えば、民法九四条二項の場合と対比していただきたいわけですが——、宗教活動に不可欠な重要な財産を保全するため、善意者は無過失を要すると解するのが妥当ではないか、と思われまます。

次に、考えなければならぬのは、宗教法人との取引に際し、善意者に調査を期待することが困難な事情があるか、ということであります。法二三条は、宗教法人が財産処分等をしようとする場合には、規則の定めのないし責任役員の定数の過半数による決定によるほか、その行為の少なくとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならぬとしております。この公告のように、財産処分等につき必要とされる手続が法によつて定められている場合には、法人の内部機構において定められる手続に比べ、この公告を確認する必要があることを知ることは、それほど困難なことではないと思われまます。そして、もし無過失不要説を採用し、法により要求されている手続についてまったく無関心な者まで善意の故に保護するとすれば、法律の不知を保護し、財産処分等の制限を定めた法の存在意義を没却することになりかねない、と思われまます。また、法五二条二項では、特定の財産処分等の制限についてはこれを登記事項とし、第三者に公示しております。以上のようなことから考えますと、宗教法人と取引をする者が、公告等の手続を確認する必要のあるこ

とを知ることが、さして難しいことではないと思われまゝ。従つて、この点からも、宗教法人と取引をする者は、たとえ過失があつてもこれを保護しなければならぬという必要性は認めがたく、結局、この点も善意者保護の主観的要件を緩和すべき事情とはなりえない、と思われまゝ。

さらに、他の法人における類似の事態の法的処理についてみてまいりたいと思ひます。民法上の法人の理事については、その代表権を直接に制限する法令は存在しませんが、特別法上の法人については、後に申しますように、法令によつてこのような制限が加えられていることがあります。法二四条の前提となる宗教法人の財産処分等の制限には、法による制限だけでなく、規則による制限もあり、この後者の制限は民法五四条の場合に類似しているといえます。しかし、民法五四条の定める理事の代表権の内部的制限は登記事項となつておりません(民法四六条参照)ので、外部からの認識の難易という観点からしますと、宗教法人における規則による制限は——法による制限はもちろんのことですが——、むしろ特別法上の法人における法令による代表権の制限と類似性があつると考えられます。ところで、法人の代表機関が、この法令による代表権の制限に違反して法律行為を行つた場合、いかに解決すべきかという問題が古くから議論されてきました。かつて判例(大審院大正一五年一月一七日判決(民集五卷八六二頁))は、当時の漁業組合令二〇条により、組合員総会の決議を経ることを要するときれていた法律行為を、漁業組合の理事が決議なしに行つた事案につき、民法五四条を適用する余地はないとするのみで、取引の相手方はいかなる保護も与えられないことになるのかの点については全く触れておりませんでした。しかし判例(大審院昭和一六年二月二八日判決(民集二〇卷二六四頁)、最高裁昭和三年七月一四日判決(民集一三卷七号九六〇頁))は、その後、地方自治体の長の行為について民法一一〇条が类推適用されるとしましたので、私法人の理事の行為についても判例はおそらく民法一一〇条の类推適用を認めるだろうと解され

ております。また学説上も、通説は、表見代理に関する民法一一〇条の規定を類推適用して、相手方が善意無過失の場合に限り保護することとするのが、取引の安全を保護すると同時に理事の代表権の制限を法定した趣旨にも合致することになり、最も妥当な結果を得ることができるとしております。このように、私法人——このなかには特別法上の組合のように公益を目的としない法人もあるわけですが——について、法令により代表権の制限が加えられている場合には、取引の相手方の保護の要件として善意かつ無過失を要求しているのでありますから、これと公益を目的とする宗教法人における処理の仕方との均衡——もちろん、両者の制限形式はすでにみましたとおり全く同じというわけではありませんが——ということも考えてみる必要があろうかと思ひます。

以上のような諸点を考えますと、法二四条但書の「善意」は無過失を要する（無過失必要説）と解すべきではないか、と考へております。この結論は、法文上の文言に反する——善意・無重過失を必要とする判例・通説も同様ですが——こととなりますが、先程申しましたとおり、条文中に「善意」と規定されていることのみを理由に、過失を不問に付すべきであるとはいえないであろうと思ひます。このように善意者の無過失の要否を決するにあつては、必ずしも法文上の文言に拘束される必要はないと思ひますが、ただ、法条にない要件事実の認定が決定的な意味をもつ場合、訴訟の当事者にあらかじめそれがわかつていなければ、主張立証責任とのかねあいでの意打ちになつてしまうことも考えられるわけですから、この無過失の要否の決定は善意者と善意者保護によつて不利益を被る者との利益の衡量に基づいて慎重になされる必要があると思ひます。

本日取り上げました法二四条但書のほか、民法その他の法律においても、善意者保護の規定が数多く存在しております。そして、それぞれの制度において善意者保護の要件が問題となるわけですが、すでにみましたとおり、近時、特に条文中善意のみが要求されている制度について、判例・学説上無重過失が要求される傾向に

あり——法二四条但書に関する判例・通説の立場もこの傾向と軌を一にするものでありますが——、そこでは、これまで細密な検討を行うことなく、安易に無重過失を要求するくらいがあつたように思われます。善意者保護制度における善意者保護の主観的要件をどう解すべきかは、今後、各制度ごとに先に申しましたような諸事情——必ずしも網羅的とはいえないかもしれませんが——を考慮し、慎重な配慮と詳密な利益衡量に基づいて決定していくことが必要ではなからうかと思えます。

以上をもちまして、私の報告を終わらせていただきます。未熟な考えを舌足らずの表現で御説明いたしました。が、先生方の忌憚のない御批判・御意見をいただければ幸いと存じます。御清聴有難うございました。